

## ○玉城町自主防災推進事業補助金交付要綱

令和元年12月16日

告示第111号

(目的)

第1条 この要綱は、地域の自主防災機能の強化と地域防災力の向上を図るため、必要となる資機材等の整備及び活動に対し予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象経費)

第2条 補助金の交付対象となる経費は、別表に定める。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる組織は次の各号のいずれかに該当する組織とする。

- (1) 自主防災組織 地域の住民により自主的に結成された防災のための組織で、町長に自主防災組織届出書(様式第1号)の提出を行ったものをいう。
- (2) 自治区

(補助金の交付申請)

第4条 別表の○資機材等購入費の補助金の交付を受けようとする組織(以下「申請者」という。)は、自主防災推進事業補助金交付申請書(様式第2号)に必要な書類を添付して町長に申請しなければならない。

2 別表の○維持活動運営費補助のうち、自主防災組織活動運営費の補助金の交付を受けようとする申請者は、自主防災推進事業活動運営費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第2号-1)に必要な書類を添付して町長に申請しなければならない。

3 別表の○維持活動運営費補助のうち、自衛消防維持費の補助金の交付を受けようとする申請者は、自衛消防維持費補助金交付申請書(様式第2号-2)に必要な書類を添付して町長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 町長は、前条の補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、自主防災推進事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知する。

(補助金の交付申請内容の変更等)

第6条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた申請者(以下「補助金交付決定者」という。)は、申請内容を変更し、又は中止しようとするときは、自主防災推進事業補助金変更(中止)承認申請書(様式第4号)により申請し、町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請について承認したときは、自主防災推進事業補助金変更承認通知書（様式第5号）により補助金交付決定者に通知する。

3 補助金交付決定者は、事業が予定の期間内に完了しないとき又は事業の遂行が困難となったときは、速やかに町長にその旨を報告し、町長の指示に従わなければならない。

（実績報告）

第7条 補助金交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、事業完了後1月を経過する日又は事業実施年度の3月31日のいずれか早い日までに自主防災推進事業補助金実績報告書（様式第6号）に必要な書類を添付して町長に提出しなければならない。

（補助額の確定）

第8条 町長は、前条の実績報告書を受領したときは、当該報告書類の審査及び必要に応じて現地調査を行うものとする。

2 前項の規定により事業が適正に実施されたと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を自主防災推進事業補助金確定通知書（様式第7号）により速やかに補助金交付決定者に通知する。

（補助金の交付請求）

第9条 前条の規定による通知を受けた補助金交付決定者は、確定を受けた日から14日以内に自主防災推進事業補助金交付請求書（様式第8号）により町長に補助金の交付を請求するものとする。

（補助金交付決定の取消し又は返還）

第10条 町長は、補助金交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の行為により補助金交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、自主防災推進事業補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行の日から令和5年3月31日までに交付する補助金に限り、第3条第1号に定める自主防災組織については、第2条の規定による別表に定める補助基準中「50%」とあるのは「60%」と読み替える。

(自主防災組織施設整備事業費補助金交付要綱の廃止)

- 3 自主防災組織施設整備事業費補助金交付要綱（平成24年玉城町告示第50号）は廃止する。

(新型コロナウイルス感染症対策の特例)

- 4 令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り、別表の○資機材等購入費の表に定める感染症対策費の補助率は、同表の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。

(1) 自主防災組織 1年度につき、40,000円に1世帯あたり1,000円を加算した額を上限とする。

(2) 自治区 1年度につき、20,000円に1世帯あたり1,000円を加算した額を上限とする。

(経過措置)

- 5 自主防災組織の結成日から3年間に交付する補助金に限り、別表の○資機材等購入費の表に定める防災資機材等購入費の補助率は、同表の規定にかかわらず、「50%」とあるのは「60%」と読み替える。

附 則（令和2年告示第89号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、公表の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(適用)

- 2 この要綱による改正後の附則第4項及び別表の規定は、令和2年4月1日以降に補助金の交付対象となる経費から適用する。

附 則（令和3年告示第73号）

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則（令和4年告示第59号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年告示第58号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年告示第117号）

この要綱は、公表の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。